

「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」における論点等 に対する意見募集及び地方説明会における意見の概要

1 (1) 生物多様性の現状、理念・基本的考え方

生物多様性保全の考え方の骨格は、歴史的な自然環境の保全及び再生につきると思われ、この「歴史性」の問題を明確にすることが何より重要。

長期的視点に立って生物多様性が国家にいかに関与（環境的、経済的、文化的）をもたらすかを考えるべき。

人類の活動（経済活動）と生物多様性の保全は不可分であり、生物多様性の保全を図るということは経済活動そのものの質の転換を図る必要があると明記することが必要。

生物多様性保全法を制定して国家戦略を位置付け、地域計画の作成についても法律で義務づけるべき。

生物多様性に関する国家的取組こそ安部首相が掲げる「美しい国」づくりの重要な要素。

生物多様性を保全する意義について、小学生でもわかるような例示をして欲しい。

生物多様性が単なる生物学上の用語ではなく、人間の日常生活・経済・産業を支えていることを理解してもらう必要がある。

かつての農村のような自然と共存していたコミュニティの再生や自然に対する畏敬の念を含めた地域の伝統的な知識（ローカルナレッジ）の再評価が重要。

生物多様性が国民生活とどのような関係があるのかをわかりやすく伝えることがスタートであり、特に農林漁業従事者には今までの自然保護との違いを理解してもらうことが重要。

持続可能なライフスタイルへの転換の推進を柱の1つにしてもらいたい。

生物多様性は、自然の豊かさのみならず文化の豊かさにも関係しており、また、生存基盤であると同時に精神基盤でもある。

生物多様性の喪失は文化の喪失と関係があり、歴史的文化的側面と切り離せないものである。地域全体の環境とそれを支えるなりわい、生活文化と関連した形での生物多様性を守る必要があり、それではじめて生物多様性の保全といえる。

生物多様性を守ることは、生命の存在基盤を守ることであり、国家の最重要課題の1つとして関係省庁連携で取り組むべき課題。

生物多様性の保全は、「健全で豊かな、かつ平等な生活を続けるための社会的目標」とすべきではないか。

新・生物多様性国家戦略の時の「いのちは創れない」というキャッチフレーズはとても良かった。今回も人を惹きつけるキャッチフレーズが必要である。

1 (2) 超長期的に見た国土の自然環境のあり方

生物多様性保全のために、現状の何が問題で、何を指すのかといった具体的な将来像を示し、将来の国土の自然環境のあるべき姿を明確に述べるべき。

超長期を展望したエコロジカル・ネットワーク構想をもとに自然を再生することの重要性も明記する必要がある。

今後の自然環境のあり方について、過去の経済活動や土地利用変化の分析を踏まえ検討することが現実的。

奥山の自然地域は生態系の核としての面積が不足しており、大規模に質の高い自然地域の再生を行うことが求められ、大きな予算の確保が必要。

野生動物が人間をおそれる昔の関係に戻す作戦を考える必要がある。

地域の自然への営為の担い手がいない地域、自然に関する情報のない地域は確実に増加することを織り込む必要がある。

中山間地などの人口減少を前提としたランドデザインを立てる必要がある。地域住民が撤退の決断をした後の自然復元について、方針を明記しておくべき。

維持すべき里山については、場所を示すだけでなく、人の生活の変化を踏まえた新たな関わり方を示す必要がある。

国民の生き方と自然との関わり方について、様々な社会実験や新たなライフスタイルの提案とそれを支える社会的基盤の構築、合意形成などを進めていく必要がある。

ランドデザインについては、強いて事務局だけで案を作ろうとせず、全国的に検討・議論する場を設定すると良いのではないか。

土地利用に関することは国土交通省や農林水産省と密接な関係で行う必要がある。

国土政策との連携や整合が重要。

1 (3) 生物多様性の評価・指標

指標の検討に当たり生態系の非定常性を考慮すべきであり、時間スケールを長くとるなど数値の年変動を抑えるとともに指標の性質を的確に説明することが必要。

企業活動の中でも活用できるような実際的な指標も含むようにすべき。

生物多様性の取組をはかる指標と生物多様性の変化をはかる指標を分けて検討すべき。

目標・指標を検証する科学委員会の設置が必要。

温暖化が生物多様性に及ぼす影響を把握するための指標の設定を検討すべき。

指標化は大変難しいが、見直すことを前提としてできるところから早期に取り組むべき。

子供にとってわかりやすい指標など情報を受ける側の立場に立った評価情報の発信が大切。

評価基準については、国際的に利用可能なものを各国と協力して作って欲しい。

野生生物が増減など、評価・指標の前提として科学的データが必要。

地域における取組を客観的に評価し比較できるような指標が有効ではないか。

「2010年目標」及び「世界植物保全戦略」への取組を掲げることが必要。

2 (1) 地球規模の生物多様性保全への対応

(温暖化)

南北に長い地形を持ち気候変動による生物多様性への影響を顕著に観察できるであろう日本が、その点で如何に国際的な貢献をしていけるかという視点も必要。

3つの危機の他に地球温暖化による影響を追加することが適当。

身近な自然環境での温暖化と生物多様性の関係を示すことが重要。

里山において、小規模分散型の木質バイオマスエネルギー利用施設をつくるのが、CO₂の削減と生物の保全を実現する1つの方法。

脱化石燃料化のための植物燃料の生産など環境（温暖化防止）を考えて行動することが環境（生物多様性）を破壊するようなことのないようにする必要がある。

森林について、CO₂の吸収が多い成長の早い樹を選ぶのか、生き物にとって住みやすい樹を植えるのか整理する必要がある。

生物多様性に貢献する水稲不耕起栽培が、メタンの排出抑制により地球温暖化の防止にも効果があることを評価すべき。

マガンの渡りの時期が変化しており、温暖化の影響を顕著に見ることができる。気候変動を知るためのモニタリングとしての位置づけをして欲しい。

(国際協力等)

農業の衰退による第2の危機と第3の危機の外来種問題は、農産物の輸入大国としての社会背景によるもの。WTOにおいても生物多様性保全上の価値を十分考慮すべき。

木材や農産物の輸入など、日常生活の営みが世界の生物多様性に影響を与えているのではないか。

途上国に対する支援の重要性を国民に広くわかりやすく伝える必要がある。

世界の貧困問題が地球規模の生物多様性にとって大きな脅威となっていることも明確に認識すべき。

国境を越えて移動する野生生物の保護は国際的な協力を醸成するきっかけとなる。そうした動物の保護や外来生物問題について、近隣国と共同での戦略策定を検討すべき。

ボン条約(移動性の野生動植物種の保護に関する条約)を批准すべき。

2(2) 学習・教育と普及広報、地方・民間の参画

(学習・教育と普及広報)

学校教育で、生物多様性の重要性、生態系、いのちのありようなどについて教える環境という科目が必要。

学校教育に新たに「環境」科目を設定し、幼児教育から高等教育まで意識的な教育が欠かせない。また、教員が環境や生物多様性に対する豊かな見識を育成する場も必要。

学校教育に対する支援体制を充実して欲しい。情報や英語は補助教員がいるが、生物多様性についても現実に制度が動くような形で支援体制づくりを進めるべき。

学校以前の問題であり、幼児教育から行うことが重要。今の子供たちにとって必要なことは、様々な成長過程での自然体験としての「あそび」の積み重ねであり、その土台があってはじめて学校教育が有効になる。

子供たちが国内の生き物を自由に捕獲・採集するなど里地里山等での自然体験が必要。

生物多様性について専門知識や技術を持った大学生や大学院生、修了生が、普及・啓発に活躍できる場や学校現場との連携の場を増やすことが有効。

学校エコ改修でやっている学校ビオトープの整備や、幼稚園・保育所の敷地を活用した園庭ビオトープの整備を推進すべき。

家庭教育、すなわち親が日常生活の中で生き物について教えることも重要。

戦後の教育の中で自然環境と人間との関わりについてほとんど教えてこられなかった大人への教育が大事。大人が変わらなければ子供たちだけでは何もできない。

学校教育だけでなく、民間・NGOなどの生涯学習・体験学習などを通じても推進すべき。

また、各公民館が実施する教育活動において本格的に取り組む仕組みづくりが必要。

全国に約900あるビジターセンター、ネイチャーセンター自然の家などの自然系施設の活用を図るべき。

専門教育における生態学や保全学の分野の教育環境を拡充し、生物多様性保全を担う人材の育成に力を入れることが必要。

分類群を超えた全体を見渡す生物多様性という価値評価軸に基づいた発言ができる専門家が不足していると感じる。また、生物モニタリングを行える人が絶滅に瀕していることを忘れないで欲しい。

生物多様性は身近な環境での実感が湧かないことが問題であり、身近な自然の中で生物多様性を理解できるような学習、教育が大切。

生物多様性は人類生存の土台であることの認識を教育の中に位置付けるべき。

生物多様性を保全する意義について子ども達に伝えることはとても重要なこと。例えばウミ

ガメやジュゴンなどを挙げて、生き物が危険な状況にさらされているということを説明すればわかりやすいと思う

生物多様性の保全が人にとってどれだけ有益なことを具体的に示し、一般市民の深い理解を得る必要。

国民にわかりやすいキャッチコピーがないか。また、マスコミを活用したり、わかりやすいアニメーションや映画化等で視覚に訴えるPRができないか。

ボランティアとして動けない人は寄付をして支援する手法があることも普及啓発をすべき。子供たちへの教育は、成果が少なくとも続けるべき。

都市住民にとって実感しづらい生物多様性保全を進めるためには、市民生活や企業活動との関わりやとるべき行動をわかりやすく示し、ライフスタイルの転換につなげることが必要。

(地方・民間の参画)

国民が様々な活動に参加できるよう、情報の発信や参加への誘導が重要。

ボランティアを引きつけるのは、意味・やりがいを感じられることで、それが一番大切。地域に役に立つと実感できることが重要。

企業や個人による寄付金に対する税制の見直し、及び税額控除対象となるNGO・NPOの拡大が必要。

産・官・学・民がどう役割分担を示していくことが必要。

地域における生物多様性の保全活動の財源確保に向けた新たな制度を検討すべき。

国家戦略の示す方向性を地域において豊かに実現していくための地域戦略は、国家戦略を実現していくためにも絶対に欠かせないものであり、地域における戦略づくりを促進すべき。

国家戦略を具体的に実現するのは各地域であるので、地域ごとに地域の実情にあわせて戦略を立てるべき。

企業も生物多様性に関心を有しており、企業の生物多様性保全の指針が示されれば具体的な取組が進みやすくなる。

企業による生物多様性保全活動を促進するため税制面での優遇措置も考えられないか。

積極的な企業の生物多様性保全の取組について、もっと国民にPRする施策も必要。

持続可能な企業活動の不可欠な要素という認識を広めるため、「商品生産・原材料調達と生物多様性」のつながりを明らかにして欲しい。

行政やNPOだけでなく民間企業の取組を生物多様性国家戦略に位置づけることが必要。そのために企業に対して生物多様性に対する認識をもってもらうことも重要。

自然資源をサプライチェーンの中で守るため、業界ごとのガイドラインを作ってもらうことが有効。企業間競争を背景に自主的活動が早くことが進むことが期待できる。

2 (3) 沿岸・海洋域の保全

水源から沿岸まで流域を連続した生態系として捉える認識が重要。

海域環境について、水質や水循環構造の重要性についても言及すべき。

知床世界遺産の管理計画の事例を参考に漁業と両立できる海域保護区を設定すべき。

北海道浜中町のエトピリカ繁殖地における底刺し網の設置自粛などの活動は海域保護区の一例となり得る。

海洋の生産力の向上に寄与する道具の一つとして海域保護区を明確に定義し、科学的根拠に基づき設定していくべき。

浅海域の保全については、漁業と保護を対立させるのではなく、保護することにより水産物の幼生が供給されるなど、保護と利用を両立した考え方の保全制度を作ってはどうか。

干潟や海草藻場のような生物多様性上重要な海域も保護区にすべき。

浅海域の保全は沿岸漁業の振興にとって重要であり、重要性を漁業者に伝えることが必要
生物多様性の観点から、原生の海域から里海の海域まで多様な海域の保全が必要。

干潟、藻場、サンゴ礁だけでなく、開発等にさらされてきた閉鎖性内湾域も重要。

海岸の保全について言及が見られないが、自然海岸の保全・再生は重要な課題。

海岸の環境の連続性の維持が重要。

持続可能な漁業を営む生産者を支援する仕組みが必要。

漁業も厳しい状況にあり、生物多様性の保全がビジネスにつながる仕組みづくりが必要。

水産業の対象種以外の生物多様性の現状を示すデータの充実が必要。

長期的な沿岸海域の海水温上昇及びこれに伴う生物相の顕著な異変がおきており、情報提供が必要。

海洋における生物多様性を保全するには、海生動物保護法、海洋哺乳類保護法が必要。

ウミガメの混獲について実態調査を行い、漁具の工夫や漁具の規制などの措置をとるべき。

養殖漁業は生物多様性保全に影響がある場合が多いと考えられ、記載する表題は「生物多様性保全に矛盾しない養殖漁業の推進」等とすべき。

護岸工事や埋め立て工事に際して人口干潟や藻場造成を併用するなど、既存の自然を保護するのみでなく、生物多様性保全と両立する土木技術の採用を促進すべき。

2 (4) 国立公園等保護地域と生態系ネットワーク及び自然再生

(保護地域)

国立公園は生物多様性保全上重要な役割を果たしており、科学的モニタリングに基づいた国立公園の運営管理が必要。知床の科学委員会はその見本となる。

保護地域の管理に関して、地域の主体が関わる仕組みを管理計画等の形で制度すべき。

各省連携による各地域独自の取組を実行できる地域活動推進体制の構築が必要。

生態系の全タイプの一定割合を保護地域にする具体的目標設定があっても良い。

国立公園等は自然と親しむ重要なフィールドであり、地域や民間とのネットワークを図りながら最大限に活用することが必要。

長期的には国立公園の保護地域だけでなく、別の保護地域制度の整備も検討が必要。

生物多様性保護地区のような新たな制度の創設により、保護地域を里地里山を含む広域に拡大することを目指すべき。

環境省が選定した重要湿地 5 0 0 の全湿地の中長期的な保全計画を策定すべき。

「里地里山」「照葉樹林」の保護地域への指定推進は積極的に進めるべき。

(生態系ネットワーク)

生態系ネットワークについては、「構想を具体的に形で示す」期限を明確にし、速やかに実施すべき。

生態系ネットワークに関しては未だに概念的な表現に留まる傾向があり、具体的施策展開に先立ち、科学的側面での情報整理とその公表による認識の共有化が必要。

生態系ネットワークの形成にあたっては、緑の回廊、保護林制度、民有林との連携やスケール（地域、水系、バイオーム等）と内容（森林、水系、渡り鳥の中継地等）に応じた階層的なネットワークが必要。

(自然再生)

自然再生は、「全体的・長期的視点ありき」の個別政策ということを明確にし、担い手を確定する必要。

民有地の再生の支援は重要であり全省庁的な取組が必要。

生態系ネットワークを踏まえ、地域の将来目標像を明確にして自然再生事業等を実施してい

くことが急務。

里山などについては、利用と管理の実現可能性を含めたソフトを含めた再生プランの検討が必要。

自然再生において、順応的管理のシステムが適正に行われているかチェックが必要。

自然再生の対象となる不動産について、トラスト活動の支援や国による買い上げなど積極的対応が必要。

2 (5) 里地里山の保全

里山問題は地域固有の自然と利用の履歴の問題であり、地域ごとのメニューの提案や支援が必要。

都市近郊の里地里山では、第 2 の危機はもちろん第 1 の危機も根強くあり留意が必要であり、残っている小規模な森林が生物の生息地として重要。

里地里山の現代的価値について、わかりやすく説得力のある説明が必要であり、存在価値を金銭価値として算出することも行うべき。

経済性を持たせるシステムの提案が必要であり、薪炭の利用や木質ペレットの利用をはじめとするバイオマスエネルギーとしての活用などを検討する必要。

地域の歴史的推移を考慮し、里地里山として維持していくエリアと奥山地域への移行帯としてのエリアなど目標像を提示するとともに、転換のための具体的方策を検討する必要。

地域を本当に守るのは地元の人々であり、その人々の里山に対する意識がなくなれば守れない。その上で、団塊の世代や若者の定住と絡めた都市の人々との交流が必要。

次のような施策が必要。

- ・環境直接支払いの制度など環境保全農業への支援や若者の就農への支援
- ・里山の資源を利用するような農家の支援
- ・自治体や地権者と NGO を橋渡しするような法制度
- ・スギやヒノキを広葉樹に変える里山の造成への補助金や私有林の公有地化
- ・水田などの生態的公益性をアピールするワイズユース登録制度
- ・流域など大きなエリアでの人の営みと自然との共生のあり方の実験
- ・湧水池や農業用水の景観保全と水生生物のコリドーの保全

里山の保全については、昔の生活に戻るのではなく、21世紀型の生活を検討することが必要。

里地里山の管理には団塊の世代などのボランティアと住民の組織化が必要。里地里山の管理を親の世代から学ぶ際にその子供も一緒に学び、三世代がともにヤマを守る百年の取組を目指す。

2 (6) 野生生物の保護管理

(外来生物)

いつの時点以降に入ってきたものを外来生物とするのか明確にする必要。

外来生物により一度失われた自然を取り戻すことは困難なので、ペットの輸入を原則禁止し、問題のないもののみ許可するようにすべき。

特異的な生態系を持つ島嶼においては、国内外からの種の移入を厳しく規制すべきであり、外来生物法でも別枠で考えるべき。

野生生物をペットにすることを禁止し、その代わりに動植物園等の充実を図るべき。

安易に使われる外来草本の緑化資材の規制や在来種の緑化資材の確保や普及も検討が必要。

固有種の絶滅や外来生物の侵入は、その地域や国のアイデンティティが失われることに他ならない。

現在の外来生物法で対応できないツボカビ症への対策を早急に図るとともに、動物愛護法における動物取扱業の対象動物に両生類、魚類等を含めるべき。

命の大切さと生態系の大切さを教育することで、外来種駆除の重要性を普及することが必要。飼えなくなった外来種の飼育動物を野に放つことが良いことだと考える国民が未だ多いということがアンケートによりわかった。外来種に関する正しい理解について普及啓発していくことが必要。

(鳥獣保護)

野生生物の保護管理に必要な信頼できるモニタリングが少なく、改善が必要。また、モニタリングを担う人材と実際の保護管理活動を担う人材の育成や配置の戦略の具体化が必要。

鳥獣管理の地域格差が拡大しており、全国規模で統一した手法による、長期間のモニタリングと、特定管理計画の上位の広域ブロックごとの広域管理指針の策定が必要。

保護管理や生息環境の維持には、狩猟・農業・林業・漁業従事者の知恵と技術が不可欠であり、支援や知恵・技術の継承に取り組む必要。

現在、個体数調整が優先されているが、今後は、生息地保全を重視した保護管理が重要。

(その他野生生物)

絶滅のおそれがある種、地域個体群について、早急に保護増殖、生息地保全の実施すべき。種の保存法による国内希少野生動植物種等の指定が進まない状況にあり、種の保存法の抜本的改正を含めた検討が必要。

孤立、分断化した絶滅危惧種の地域個体群には採集圧は脅威であり採集、売買の禁止が必要。HEP (Habitat Evaluation Procedure) を用いたハビタットの定量化、希少種の H S I (Habitat Suitability Index) モデルの作成、もしくはその支援の必要。

コウモリなど樹林を利用する樹洞棲の動物についても保護指針を作るべき。

海棲哺乳類は、まず現状を調査することが必要であり、個人や NGO との連携も必要。

野生生物の持続的な利用には問題はなく、人間社会を野生生物から隔離することではなく共存していくことが重要。

地域個体群を超えた生物の移動の禁止など、遺伝的多様性への取組を重視することが必要。

渡り鳥など国を跨いで移動する動物や外来生物について国際的な連携が必要。

外来種の影響により著しく生息数を減じた種や地球温暖化やツボカビ症など感染症の影響を受ける種は生息域外保全(飼育下繁殖)の取組も重要。

遺伝子組み換え生物について、リスクアセスメントや合意形成等の記載が必要。

2 (7) 自然環境データの整備

(全般)

自然環境データの充実是不可欠であり、技術開発及び収集体制の確立が重要。また、目的・用途をあらかじめ想定し、効率的なデータの更新システムを用意しておくことが必要。

情報源情報の一元化など生物多様性センターの機能を充実すべき。

絶滅危惧種の生息地情報等を開発の際に地図上で確認できるシステムを構築すべき。

環境アセスメントで得られた情報について、共有する仕組みを早急に構築することが重要。

自然環境の情報は都道府県レベルでの集約が現実的であり、都道府県レベルでの情報収集との連携を明示すべき。

(市民参加型調査)

生物多様性を考える上で希少種を含めたあらゆる生物の状況把握が重要であり、学校、市民、

アマチュア研究者、専門家が参加するモニタリングの活用が必要。
個々のデータが共有活用できるようモニタリングの基本的な仕様の標準化が必要。
インターネットを利用したより多くの市民が発信源となる多数分散型の調査モデルが有効であり、市民の認識の向上策としても重要。また、自然系博物館の機能強化と連携が必要。
市民と研究者が協力して行うモニタリングに支援をすることが必要。

3 その他の意見

(緑化)

在来種を用いた緑化ははじまったばかりであり、それを推奨するのであれば、ガイドラインを策定し、在来種苗の育成にも積極的に国として取り組む必要がある。

(都市)

都市地域における既存の小さな林や森の保全も真剣に考える必要がある。

持続可能なまちづくりの観点から都市内緑地の確保・拡充について追加して欲しい。

(資源輸入)

生物多様性保全の観点から、外材輸入率など資源の輸入について目標を考える必要がある。

(環境影響評価)

現在のアセス法を生態系保全のためにより効果的なものとなるよう戦略的環境アセスメントを用いるなどの見直しを行い、代替案の義務付けや専門家によるチェック機関を設ける必要がある。

(化学物質)

化学物質の影響を土壌調査、野生生物のモニタリング等によって調査・研究すべきであり、化学物質政策に係る記述の拡充が必要。

(微生物)

微生物は川の水をきれいにしたり、漬け物など日本の食文化を形成。微生物まで重視した戦略とすべき。

(光害)

人工光により星空が見えなくなっている。無制限に光を放つためにホテルやウミガメなどが居なくなっている。現在のところ戦略では光害には全く触れておらず、是非組み込んで欲しい。

(開発)

国や地方公共団体が関わってきた開発行為について、その功罪について正当な評価が必要。一定以上の自然開発には歯止めがかかるような仕組みを考えることが重要。また、地方自治体が自主的に開発を止めるような方向に動くような仕組みを作ることも重要。生態系を大規模に改変するようなダム開発や港湾整備といった公共工事が行われている。市民の啓発や取組を求める前に、政府が自らの開発行為を中止すべき。

(森林)

里山も大切だが、奥山の森林をどうするかということの方が大切だと思う。森林は野生動物の生息地であり重要である。森林の中の生物多様性について大きく取り上げて欲しい。

(農地)

冬季湛水水田は、ガンを保全するためだけの取組ということではなく、それに伴う施肥効果や付加価値に注目した新しい農法という考え方が農家の協力を得るカギ。